

パーキングパーミット制度の導入について（提案）

【パーキングパーミット制度とは】

公共施設、ショッピングセンター、病院、銀行などに設置された身体障害者等用駐車場（車いすマークがある駐車場）の適正利用を図るため、歩行が困難な方を対象に、共通の身体障害者等用駐車場利用証（パーキングパーミット）を交付し、当該駐車場を設置する事業所等の協力を得ながら、不適切な駐車を解消し、歩行が困難な方に配慮した環境づくりを推進するものです。

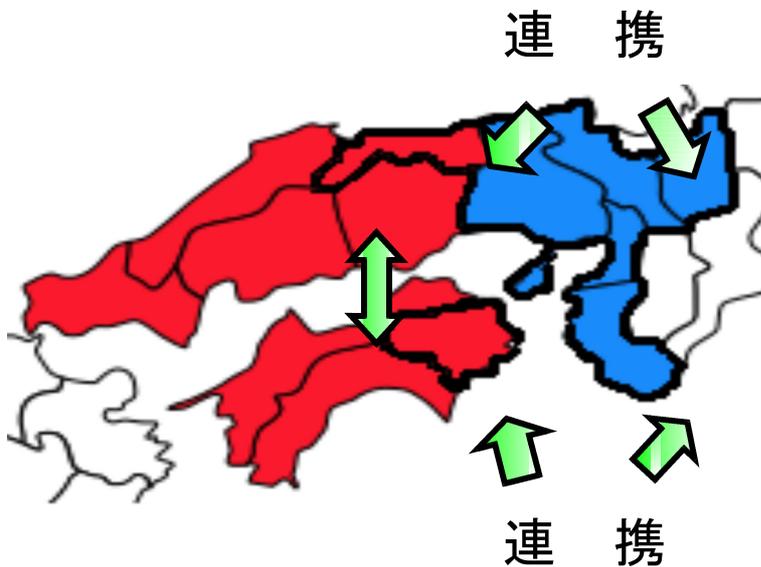


協力施設に車を駐車する際は、パーキングパーミットをルームミラーに引っかけて掲示します。

協力施設の駐車場には「パーキングパーミット制度」が導入されていることが掲示されています。

【現 状】

平成23年7月1日より中国・四国地方の全県において「パーキングパーミット制度」が導入されており、各県の合意により、相互利用制度がスタートしている。



【提 案】

中四国地方と連携し
関西広域連合各府県において
「パーキングパーミット制度」
を導入してはどうか

【効 果】

- ・ 歩行困難な方の駐車場利用が容易に
- ・ 障害者等の社会参加促進
- ・ 交流範囲の更なる拡大及び経済効果も期待
- ・ 車を運転する方々の意識の変革を期待

京都おもいやり駐車場

利用証制度



制度の3つのポイント

平成23年9月1日
スタート！！

- 1 車いすマーク駐車場を利用できる方が明確になります。
- 2 利用証の掲示により、不適正利用を防止できます。
- 3 車いすマーク駐車場の適正利用への理解が深まります。

京都おもいやり駐車場利用証制度とは

公共施設や商業施設などに設置されている車いすマーク駐車場を適正にご利用いただくため、京都府が府内共通の利用証を交付する制度です。

利用できる駐車場は、公共施設やショッピングセンターなど施設管理者の協力により施設の出入口に近い場所に設けられています。

利用証の交付対象者は、障害のある方、高齢者や妊産婦の方など「歩行困難な方」です。

【今後の取り組み】

パーキングパーミット制度の普及を進め、全国相互利用に向けた検討を行うとともに、京都府で本年10月に開催する「第26回国民文化祭・京都2011」の全国からの参加者に「京都おもいやり駐車場」を利用いただくため、京都府と佐賀県(全国初)が中心となり、パーキングパーミット実施県及び実施を検討中の府県に呼びかけて、「全国都道府県パーキングパーミット制度担当者会議」を開催する。

1 日時 平成23年8月8日(月) 13:00～16:00

2 会場 御所西 京都平安ホテル 嵯峨の間

3 検討議題
・全国相互利用に向けた検討
・各県制度実施状況と課題についての情報交換

4 参加予定(28県) 東北地区 岩手県、山形県、福島県
関東地区 栃木県、群馬県、(山梨県)、(茨城県)
北陸地区 福井県、(新潟県)
東海地区 (三重県)
近畿地区 京都府、(兵庫県)
中国地区 島根県、鳥取県、岡山県、山口県、広島県
四国地区 徳島県、愛媛県、高知県、香川県
九州地区 佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、(福岡県)、
(大分県)、(宮崎県) ※()については実施検討中の県